

(株)日本政策金融公庫の融資～生活衛生同業組合員のメリット～
生活衛生同業組合の組合員には「振興事業貸付」と「生活衛生改善貸付」という有利な融資制度があります。

◇振興事業貸付（組合員向け）と一般貸付（非組合員向け）の比較

1. 設備資金

	振興事業貸付	一般貸付
対象者	振興計画認定組合の組合員	組合未加入の方
融資限度額	1億5,000万円～7億2,000万円	7,200万円～4億円
旅館業	7億2,000万円	4億円 3億円 2億円 1億2,000万円 7,200万円
一般公衆浴場業	1億5,000万円	
興行場	7億2,000万円	
クリーニング	3億円	
飲食店、喫茶店、 食肉販売、氷雪販売 理容、美容	1億5,000万円	
返済期間	20年以内(うち据置2年以内)	13年以内(うち据置1～2年以内)
貸付利率※	特利C (無担保1.16%～,有担保0.30%～)	基準金利 (無担保2.06%～,有担保1.11%～)
その他	組合の資金証明書が必要	県知事の推薦書が必要

※振興事業貸付の貸付利率は、一定の条件を満たせば更に△0.3%となります。但し下限は0.30%

2. 運転資金

	振興事業貸付	一般貸付
対象者	振興計画認定組合の組合員	組合未加入の方
融資限度額（全業種）	5,700万円	一般貸付では、 運転資金の融資制度は ありません。
返済期間	7年以内(うち据置2年以内)	
貸付利率※	基準金利(無担保2.06%～,有担保1.11%～)	
その他	組合の資金証明書が必要	

※Sマーク店舗への貸付利率は、特利A(無担保1.66%～,有担保0.71%～)が適用されます。

※振興事業貸付の貸付利率は、一定の条件を満たせば更に△0.3%となります。但し下限は0.30%

◇生活衛生改善貸付（無担保・無保証）～組合員のみが対象～

設備資金及び運転資金のどちらも借りることができます。

対象者	組合員（1年以上の営業実績のある方）
融資限度額（全業種）	2,000万円
返済期間	10年以内(うち据置2年以内)【運転資金は7年以内(うち据置1年以内)】
貸付利率	特利F(無担保1.21%)
その他	組合の推薦書が必要

※貸付利率は令和2年10月1日現在の年利です。